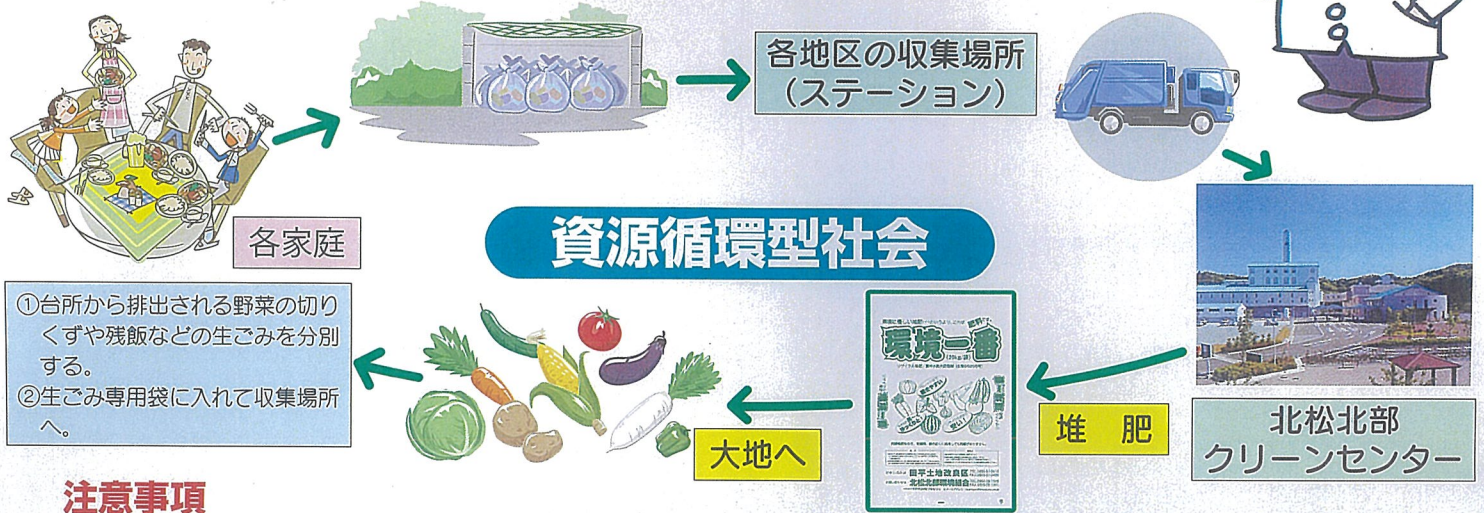


生ごみの分け方・出し方

(令和2年作成)

北松北部環境組合の汚泥再生処理センターでは、「生ごみ」を利用し堆肥を作る事業を行なっています。

これにより、更なるごみの減量化とリサイクルの推進が期待されます。



- ①台所から排出される野菜の切りくずや残飯などの生ごみを分別する。
②生ごみ専用袋に入れて収集場所へ。

注意事項

- ①分別にあたっては、生ごみ以外(金属類・紙・アルミ・プラスチック類)が混入しないように選別してください。
- ②収集日の指定された時間までに、決められたステーションでバケツなどに入れてください。
- ③生ごみステーションの管理は、各地区で行なってください。
- ④生ごみとして出せないものは、「もえるごみ」として出してください。
- ⑤大型のものは、袋に入る大きさに切って、出してください。



生ごみとして出せるもの

- 野菜くず、果物くず全部(シールは取ってください)
- 肉類(鳥の骨)・肉加工品
- 魚類
- 揚げ物、フライ
- ぬか床、酒粕
- 麺類
- 茶殻、コーヒー殻(パックは除く)
- 菓子類(包装紙、ビニール類は出せません)
- 卵の殻(シールは取ってください)
- ご飯、パン、餅

生ごみとして出せないもの

(破砕機で破砕できないものや、堆肥になりにくいもの、有害なもの)

- 牛や豚などの硬い骨(豚足、スペアリブなど)
- 大型魚の頭の骨、かにの甲羅、イカの甲、貝殻
- 食用油そのものは出せません
- 汁物(みそ汁、スープなどは水切りをすれば具は出せます)
- 割り箸、つまようじ、紙くず
- お茶、コーヒーなどのパック(中身は出せます)
- タバコの吸殻、ラップ、アルミホイル、水切りネット、乾燥剤、食品トレイ
- 王冠やスプーンなどの金属類
- 新聞紙、紙くず、飲み薬や錠剤など
- ビニール類(水きり袋、レジ袋、ビニール紐、バラ、結束テープ)
- 剪定くず

【問合せ先】

平戸市	平戸地区	平戸市役所 市民課 生活環境班	0950-22-9121
	生月地区	平戸市役所 生月支所 地域振興課	0950-22-9200
	田平地区	平戸市役所 田平支所 地域振興課	0950-22-9210
	大島地区	平戸市役所 大島支所 地域振興課	0950-55-2511
松浦市	松浦地区	松浦市役所 市民生活課 生活環境係	0956-72-1111
	福島地区	松浦市役所 福島支所 地域振興課	0955-47-3111
	鷹島地区	松浦市役所 鷹島支所 地域振興課	0955-48-3111

北松北部クリーンセンター

TEL 0950-26-1300 FAX 0950-26-1301
ホームページアドレス <http://www.hkankyuu.jp>